

財産管理規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人今治地域地場産業振興センター定款第5条の規定に基づき、一般財団法人今治地域地場産業振興センター（以下「この法人」という。）の財産の維持、取得、処分、運用等の管理に関する基本的事項を定めることにより、この法人の適正かつ効率的な事業運営を図ることを目的とする。

(財産管理責任者)

第2条 理事長は、財産の管理の適正を期するため、専務理事を財産管理責任者として、その管理に当たらせるものとする。

2 財産管理責任者は、この規則及び財産管理台帳に基づき当該財産を維持するとともに、善良な管理者の注意をもって運用に当たらなければならない。

(財産の構成)

第3条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種とし、その他の財産に特定資産を置く。

第2章 基本財産

(目的、構成)

第4条 基本財産は、定款第5条の規定により、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして、理事会において定めた財産をもって構成する。

(維持)

第5条 基本財産については、理事長及び財産管理責任者は、資産価値の変動にかかわらずその維持を前提に、適正な管理に努めなければならない。

(取得、処分等)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会において定めた財産を、新たに基本財産として取得することができる。

2 基本財産は、この法人の事業遂行上やむを得ない場合に限り、理事会において議決に加わることのできる理事の3分の2以上の承認を得て、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

(運用)

第7条 基本財産のうち現金は確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債

その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(運用益の使途)

第 8 条 基本財産の運用益は、法人会計費に使用する。

(報告)

第 9 条 財産管理責任者は、基本財産の運用状況につき、通常理事会に報告しなければならない。

第 3 章 補則

(変更)

第 10 条 この規則の改正は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、この法人の財産に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号)第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。(平成 25 年 3 月 27 日理事会決議)